

7. 資格認定規程

2013年4月1日
規 第 7 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）定款第5条第1項第5号に定める「資格認定事業」を推進するための「資格認定制度」に関する事項について定める。

(資格の種類)

第2条 協会が認定する資格は、次の2種類とする。

- (1) バトントワーリング公認指導員資格
- (2) バトントワーリング技能認定資格

(資格制度)

第3条 各資格の認定に関する事項は、別に定める次の各規程（以下「個別資格規程」という。）による。

- (1) バトントワーリング公認指導員資格に関する規程「公認指導員資格規程」
- (2) バトントワーリング技能認定資格に関する規程「技能資格規程」

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。

この規程は、2018年4月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2021年4月30日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年6月28日から変更し同日より施行する。

この規程は、2027年4月1日から変更し同日より施行する。